第 18 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時:平成22年2月22日(月)

午後 1 時~3 時

場所:ラ・プラス青い森 2階メープル

[出席委員] 佐藤委員、日景委員、益城委員、北村委員、齊藤(敏)委員、本間委員、 吉村委員、斉藤(久)委員、木村委員、東出委員、松本委員、村岡委員

[欠席委員] 内海委員、逢坂委員、長谷川委員

司会: ただ今から「第18回青森県男女共同参画審議会」を開会いたします。初めに、蝦名副知事から委嘱状の交付を行います。お名前を読み上げますので、呼ばれましたら御起立の上、その場で委嘱状をお受けください。

佐藤恵子様、本間玲子様、村岡真理様、齊藤敏郎様、北村真夕美様、益城妃富様、木村亜希様、 東出るり子様、斉藤久子様、日景弥生様、松本史晴様、吉村聡一郎様。

なお、本日、内海隆委員、逢坂雄一委員、長谷川光治委員におかれましては都合により、欠席 となっております。以上をもちまして委嘱状の交付を終了いたします。

それでは蝦名副知事から御挨拶申し上げます。

蝦名副知事: 皆様には、この度、「青森県男女共同参画審議会」の委員に御就任くださり、また本日は、御多用のところ御出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、男女共同参画をはじめ県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、男女共同参画については、私は一番不適切な人間だといつも考えております。と言いますのは「男子厨房に入るべからず」という、この武士道以来の精神をずっと守ってきたわけです。しかし、最近、家内が東京に2週間行くことになりまして、掃除洗濯から料理まで自前でしなきゃならんという初めての経験をいたしまして、今日で13日目ぐらいになりますが、なんとか生き延びているという状況であります。

県では女性の進出ということで、今日も議会に、教育委員と人事委員と公安委員につきまして、 3人提案しましたが、全員女性でございます。そして、県政始まって以来だと思いますが、女性 の教育長が誕生することになるということでございまして、私ども、三村知事をはじめ、女性の 登用、あるいは女性の県政への参画にこれからも意を用いて参りたいと考えているところであり ます。

いずれにしても、やっぱり子育てであれ何であれ、男の果たす役割が極めて大きいわけでございますので、この男女共同参画社会の実現が、やはり日本の将来を担っていくことになるのだろうと考えております。

私どもとしても、県としても、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を目標に掲げ、県 政運営の基本方針である「青森県基本計画未来への挑戦」において男女共同参画の推進を重要な 視点として位置付け、県民の皆様とともに、「新あおもり男女共同参画プラン 21」に沿った取組 を進めているところです。

また、男女共同参画の視点から、仕事と生活の調和を推進し、男女がともに多様で柔軟な生き方、働き方を選択できる環境の整備にも取り組んでいます。

本日は、組織会のほか、来年度実施予定の男女共同参画に関する新事業のうち、主なものにつ

いて御報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、御 挨拶といたします。

平成22年2月22日 青森県知事 三村申吾 よろしくお願いします。

司会: ここで恐縮ではございますが、蝦名副知事につきましては、所用のため退席とさせていただきますので御了承下さい。

蝦名副知事: どうぞよろしくお願いします。

司会: それでは、会議内容の公開についてお願い申し上げます。審議会における御発言は、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページに公開することとしておりますので、 御理解をお願いいたします。

また、会議の成立につきまして御報告いたします。本会議は「青森県附属機関に関する条例第6条の3」に基づき委員の半数以上の出席を必要としておりますが、本日は12名の方が御出席されておりますので、会議は成立しております。

ここで議事に入ります前に、委員の皆様に、御就任にあたりまして一言ずつ自己紹介をお願いいたします。順番は委嘱状が交付された順でお願いいたします。佐藤委員よりお願いいたします。

佐藤委員: 佐藤恵子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は青森県立保健大学の社会福祉学科で女性福祉論ですとか家族社会学等を担当しております。女性問題、私自身の女性問題に取り組むようになったことがきっかけで、男女共同参画の推進に取り組むようになりまして、早20年以上になります。この審議会にも発足以降ずっと参加させていただいております。先程の蝦名副知事のお話にもありましたように、私どもの身の周りでも、あるいは公的な場でも男女共同参画が随分進んでいるなと感じております。ただ、まだいくつかの越えなければならないハードルがあると思います。今回の審議会でも、それを一歩でも進めるために微力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会: 次に本間委員、お願いいたします。

本間委員: 本間玲子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、青森労働局雇用均等室長の務めの中でこちらの会議に参加させていただき、大変貴重な機会をいただいているといつも感謝しております。私どもの仕事は御案内のとおり職場の性別差別の禁止、それから仕事と家庭の両立、そしてパートタイム労働対策という具体的な、今、最も問題になっている事案を取り扱っております。そういったことを取り扱う中で、ぜひ皆様の御理解をいただき、そして具体的な前進が、こういった大きな組織を通じまして県内に広がっていくということにつきましては、私どもも何らかのお役に立てばということを常に念頭に置いております。今後ともどうぞよろしくお願いします。

司会: 次に村岡委員、お願いいたします。

村岡委員: 村岡と申します。一応名簿の肩書きは県医師会常任理事ということになっておりますが、本職は整形外科医で、沖館で村岡整形外科クリニックを夫が開業していまして、そこの副院長ということになっております。医学界といいますか、医療の世界はまだなかなか男女共同参画が進んでいない方の下から数えて何番目かと思うんですが、今、医学部を卒業する学生は、女

性がもう既に 3 割を超え4割に迫っているところもあるということで、10 年後には現役の 30 代、働き盛りの女性医師も 3 分の1 になるというような状況です。

また、やっと日本医師会の中にも男女共同参画委員会というのができて、今度6年目になります。という中で、私はこの審議会には2期目だと思いますけど、いろいろ勉強させていただきながら、医療の世界の方にも男女共同参画を取り込もうというつもりでやっております。因みに、県医師会常任理事の肩書きは3月までとなりますので、その後はどうなるかなと思いますが、できる立場でこの仕事に関わらせていただきたいと思っています。

司会: 次に齊藤敏郎委員、よろしくお願いいたします。

齊藤(敏)委員: 県経営者協会専務理事の齊藤でございます。この委員は、平成 19 年 7 月からですから 3 年余手伝わせていただいておりますが、現行の新プラン 21 の策定にも御協力できなくてあまりお役に立っていないのではないかと思っております。所属いたします県の経営者協会は本県の雇用の安定創出に資すべく、県内の経営者の皆さんを会員といたしまして、情報の提供、あるいは経営相談、あるいは研修等の活動を行ってございます。最近県内は、全国的な景気回復とは同じ歩調を合わせる訳には参らないようでございまして、なかなか厳しい状況です。特に雇用については、新規学卒、高卒及び大卒の就職が非常に厳しい状況でございます。そういう状況にございますが、公務員につきましても雇用安定の分野、ないしは、ワーク・ライフ・バランス等の面からできるだけ御協力申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会: 次に北村委員、お願いいたします。

北村委員: 青森県男女共同参画推進協議会の会長をいたしております北村真夕美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。団体の長として、この審議会に皆さんと同席させていただいているわけですけれども、個人としては株式会社青森経営研究所という小さな会社の代表をいたしております。若い時代、20代くらいから、青森県の男女共同参画の推進にずっと関わって参りました。ずっと働く女をやっているわけなんですが、その中で我が国が女子差別撤廃条約を批准したあたりから、青森県も婦人行動計画を作ろうというようなことが叫ばれて、働く女性の団体にいくつか入っておりましたので、そんな活動の中で県の男女共同参画推進とともに働きやすい環境で仕事をさせてもらっているんだなぁと自分で実感しながら今日に至っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会: 次に益城委員、お願いいたします。

益城委員: 益城妃富と申します。初めてお目にかかります。私はむつ市にあります「ケアハウスみちのくグリーンリブ」で施設長をしております。皆さんには「みちのく荘」と言った方がなじみが深いのかもしれません。今回初めてこの会に参加するわけなんですけども、先輩方のお話を伺いながらしみじみと自分の職場のことを考えてみました。介護の現場ですので非常に女性が多いのですが、今は若い男性もどんどん入ってきております。一方で、子育てを迎えた女性の皆さんが離職せざるを得ないという実情があります。現実にそういう問題にぶつかっておりますので、何かこう解決のヒントになるものがここにあるのかなぁということも感じたりしています。精一杯務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会: 次に木村委員、お願いいたします。

木村委員: 皆さん、初めまして。今回公募という形でこのような席に同席させていただきます、 行政書士をやっています木村と申します。よろしくお願いいたします。私の主な仕事としまして は、離婚であったり相続であったり、女性に関すること、女性の相談者の方が非常に多いのです が、その中でやはり私と同年代である女性であったり、また高齢の女性が、やむを得ず社会に進 出しなければいけないという状況の中で、どうしても子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライ フ・バランスの重要性を強く感じています。今回皆様方の御意見を聞きながら勉強させていただ いて、微力ではありますが会議に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いい たします。

司会: 次に東出委員、お願いいたします。

東出委員: 皆様、初めまして。東出るり子と申します。私は連合青森の女性委員会において、事務局長をさせていただいております。出身のNTT労働組合から出席しております。今、労働界ではやはり男女平等、男女共同参画ですね、そして、ワーク・ライフ・バランスということで、会社の方でもそれに向けての対策の方をしております。それで、私は今、労働組合で部会等委員をさせていただいていますが、今子育て真っ最中でして、小学校1年と5歳の子供がおります。そういう観点からも、何かこちらのお役に立てればと思いまして出席しております。何分初めてでございますので、皆さんに、御面倒をおかけすることもあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

司会: 次に斉藤久子委員、お願いいたします。

斉藤(久)委員: 斉藤久子でございます。青森県 $ViC \cdot$ ウーマンの会理事としてここに出させてもらっております。今で 2 期目でございます。地域性もあるんですが、まだまだ農村部、漁村部には男女共同参画が遅れている面があるなと思っておりましたので、ここで一生懸命勉強させてもらってみなさんの御意見を農村部、漁村部等に反映できればいいかなと思っておりました。よろしくお願いいたします。

司会: 次に日景委員、お願いいたします。

日景委員: 皆さん、初めまして。日景でございます。弘前大学に勤めております。弘前大学では一昨年 10 月に男女共同参画推進準備室が発足いたしまして、昨年 10 月からそれが推進室という形に変わって活動を進めております。まだ始めて 1 年ちょっとのものですから、本当に現状把握と足固めの状態なのですが、ここにいらっしゃる委員の皆様、それから県の皆様にもいろいろと御協力いただく事があると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私自身は教育学部に勤めておりますので、学生たちが大方教員になります。ですから、ジェンダーに関わることで申し上げますと、学校におけるジェンダーということで仕事をしております。 学生たち、いろんなところに付いて来てくれるんですが、やはり自分たちで持っているジェンダーを払拭することはなかなか難しいというのが現状ですが、ゆっくりと前に進んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会: 次に松本委員、お願いいたします。

松本委員: 松本でございます。弁護士をしております。まだ事務所に勤務しておりまして、私 もこの委員は2期目ということになります。私は課題が2つほどありまして、まず1点目ですが 青森県弁護士会における女性の割合が非常に低い。弁護士はおそらく 80 人くらいいると思いますが、そのうち女性が 5 人しかおりませんで、相談に来られる方には、やはり女性の弁護士に相談をしたいという方が結構おられます。また相談内容も、これは女性の弁護士でないとちょっと聞きづらいなと思われるようなこともありますので、そういった意味ではやっぱり司法制度改革で弁護士の数は増えていますが、青森県の女性の弁護士は増えていないという、その辺を何とかしないといけないのではないかなと考えております。

ただまあ、私ができることは女性の弁護士に代わって…という言い方はちょっとおこがましいかもしれませんが、なるべく役に立つような仕事をしたいとは考えております。

それともう1点ですが、私の妻が、実は税理士をしておりまして登録はしてあるんですけれども、今2人子供を抱えておりまして、専ら主婦業をしております。ですので、自分だけ外に出て仕事をバリバリして、家内には家にいて子供の面倒を見ていろというのもですね、ちょっとここいる資格も果たしてどうやらという感じがしますので、やはり一つ一つ夫婦で話し合ってなるべく妻にも働いてもらえるような環境を自分の足下から作っていかないことには、青森県全体も変わらないのではないかなと考えております。一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

司会: 最後に吉村委員、お願いいたします。

吉村委員: NHK青森放送局の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。2 期目 半ぐらいでしょうか、この委員を務めさせていただくことになるんだと思うんですが、前任者の 残りの任期も少しやらせていただいたので、足かけ3期になります。

毎回こちらにお邪魔する度に、今日もそうなんですけども、蝦名副知事から女性教育長誕生という新しいお話を伺いましたし、先程、村岡先生からは、多分青森県での医師会での選挙を受けて3月まで云々というお話を伺いました。

ところで、北村先生がおっしゃっていた女子差別撤廃条約って 1980 年、昭和 55 年というほんの 30 年前のことなんですね。そこからのこの急速な歩みっていうんですか、すごいものがあるなと改めてお二人のお話を伺いながら思っておりましたけれども、実はその 1980 年、昭和 55 年というのは青森県の人口がピークで、153 万人に近づこうという時期だったと思います。それからつい最近、ほんの 1、2 年前、140 万人を切りましたというニュースを私ども放送いたしましたが、1月1日の速報を見ると、もう 138 万人まで人口が減っていて、県のホームページにも載っていますけれども人口動態の推計で言うと、15 年後には 115 万人まで人口が減るという推計がなされていて、この時代にやっぱり佐藤先生がいつもおっしゃっているんですが、労働力不足は女性で補うんだという観点でも教えていただいておりますけれども、やっぱりそういう観点から男女共同参画をどういう風に進めていったらいいのかということを、ただ時々私の発言は、佐藤先生にお叱りを受けることが多かったんですけれども、あくまでも世間の常識と市井の人々の感覚を代表する立場で発言させていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

司会: ありがとうございました。次に県の事務局を紹介させていただきます。阿部環境生活部次長でございます。高田青少年・男女共同参画課長でございます。小川男女共同参画グループマネージャーでございます。男女共同参画グループ員の鈴木主査です。同じく櫻田主査です。谷地主事でございます。

それでは、「青森県附属機関に関する条例」により、本審議会に会長を置くこととしておりますので、組織会に移らせていただきます。ここで、会長選任のため、僭越ではございますが、事務局の方で、仮議長を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

司会: それでは、阿部環境生活部次長を仮議長とし、会長の選任を進めさせていただきます。

仮議長(阿部次長): それでは、青森県附属機関に関する条例によりまして、会長は委員の互選によって選出することになっております。選出方法として、委員の皆様から、どなたか適任の方を御推薦いただくということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

仮議長(阿部次長): ただ今、異議なしという声がありました。どなたか、御推薦をお願いいた します。はい、齊藤委員。

齊藤(敏)委員: 私から推薦させていただきます。これまで会長として御活躍されてこられました県立保健大学の佐藤委員を当審議会の会長として御推薦申し上げたいと思います。

仮議長 (阿部次長): はい。ただ今、会長に佐藤委員を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか?

「異議なし」の声

仮議長(阿部次長): 御異議がないようですので、会長は佐藤委員にお願いしたいと思います。 佐藤委員、いかがでしょうか。はい。ありがとうございます。会長に佐藤委員が選任されました。 それでは、佐藤会長よろしくお願いいたします。

司会: 佐藤会長、どうぞ議長席へお移りください。それでは、佐藤会長から御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長: ただ今、皆様からの御推薦によりまして会長を務めさせていただくことになりました。これまで4期会長を務めさせていただき、新しいプランの策定にも関わらせていただきました。全力で会長の役を務めたつもりでおりますけれども、いろいろ至らない点があり、委員の皆様にも御迷惑をおかけしたことがあったと思います。けれども、先程皆様の自己紹介のお話を伺いまして、また新しい委員を迎えて、この審議会はより積極的にパワーアップしていろいろな提案を行っていけるのではないかと大変期待しております。審議会が青森県の男女共同参画推進において、きちんとした役割を果たすことができますよう会長職を務めさせていただきたいと思います。委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。

では、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。まず、次第に従いまして本審議会の 事務について事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

高田課長: それでは、説明させていただきます。まずは、資料の1の方を御覧いただきたいと思います。お手元に配布しております資料1の「青森県附属機関に関する条例」を御覧下さい。附属機関条例の裏面の下の方に「別表第1」という項目がございまして、そこに「担当する事務」が記載されております。

当審議会の担当事務は、「青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定により、その権限 に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同 参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること」とされております。条例が長く何本もありますので、条例の8条と11条につきまして、改めて確認をしてみたいと思いますけれども、皆様のお手元に配布しております、こちらの男女共同参画推進条例、同じような柄のものが二つあると思いますが、本体版の方の「あらまし」というのがついていない方を御覧いただきたいと思います。こちらの7頁を御覧下さい。この7頁の方ですが、ここに第8条第3項が載っております。条例第8条第3項と申しますのは、「知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない」とされているものでございます。これが第8条第3項の内容でございます。

次に、条例第 11 条につきましては、次の次の 9 頁をお開きいただきたいと思います。こちらは苦情等部会の方の内容でございますが、「県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする」とされているものでございます。この 2 本が大きな審議会の役割でございまして、その他重要事項ということが審議の対象となっております。定員は 15 名以内で、男女のいずれか一方が 10 分の 4 未満であってはならないというクオータ制を採用しており、本審議会、今回は男性が 6 名、女性が 9 名となっております。任期は 2 年ということで、会長は委員の互選で選任されるということになっております。男女共同参画審議会の事務につきましては以上でございます。

佐藤会長: どうもありがとうございました。では、組織会を続けさせていただきます。今、御説明がございました青森県附属機関に関する条例によりまして、会長に事故がありましたとき等のために、あらかじめその職務を代理する委員を会長から指名することとなっております。そこで私から、当審議会の会長代理を指名させていただきたいと思います。会長代理には、今日は御欠席でいらっしゃるのですが、内海隆委員を指名したいと思います。内海委員におきましては、この間2期に渡り会長代理を務めていただいております。また新プラン 21 の作成におきましては、専門部会の部会長として御尽力くださいました。ぜひ今期もお力をお貸しいただきまいと思っておりますので、会長代理に指名させていただきます。ただし、今日御欠席でありますので、ご本人の御了解は事務局の方から後程得ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。では、続きまして、苦情等部会委員の指名を行いたいと思います。苦情等部会につきまして、今、若干御説明がありましたけれども、もう少し御説明いただいてよろしいでしょうか。

小川GM: それでは苦情等部会について御説明したいと思います。皆さんに配布しております「青森県が実施する男女共同参画推進に関する施策等への苦情処理体制」というリーフレットを御覧になっていただきたいと思います。その 1 頁をお開きください。左の上ですが、県では、「青森県男女共同参画推進条例」第 11 条に基づき、青森県の男女共同参画に関する施策等への苦情・意見を受け付けております。この制度は平成 18 年 4 月から当審議会に苦情等部会を設置いたしまして、苦情処理制度をスタートさせているところです。

制度の概要については、その下にあります「苦情等の内容」、「苦情等の申出人の範囲」、「苦情等の申出の方法」、そして次の頁にあります「苦情処理の流れ」ということで記載されておりますが、苦情等の申し出があった場合は、青少年・男女共同参画課が受け付け窓口となりまして、その調査・審議を当審議会の「苦情等部会」で行うこととしております。この部会につきましては、附属機関条例の 8 条により、部会委員は会長が指名するものとしております。そしてその数は 3 人とし、ただし、男女のいずれか一方の委員の数は 1 人とすると規定されております。

現在、この制度は全国の全都道府県で整備されており、各都道府県と政令指名都市で行なわれています。そして、平成20年度の苦情処理の申出件数は、内閣府によりますと、1年間で67件

ございました。因みに本県ではまだ申出はございません。以上簡単ではございますが、苦情等部 会の説明を終ります。

佐藤会長: ありがとうございました。ただいま御説明がありましたように、苦情等部会の委員は、3名となっております。その3名につきまして私から指名させていただきます。まず、齊藤敏郎委員、それから、先程会長代理をお願いしました内海委員にもお願いしたいと思います。そして新しく委員に御参加いただきました日景委員にお願いしたいと思います。齊藤委員、内海委員、日景委員、そのお3人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。日景委員は、今期新しくお入りいただきましたけれども、今のところ苦情はないようですが、この青森県の男女共同参画についてこれからより御理解いただくためにぜひお引き受けいただきたいと思います。では、内海委員につきましては、先程同様に後程御了解を得ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは先程もう既に高田課長さんから御案内がございましたけども、当審議会の委員の任期、 それから今指名いたしました会長代理、それから苦情等部会の委員の任期は、本日から平成 24 年2月21日までとなっております。よろしくお願いいたします。

それでは以上で組織会を終了いたします。次第に従いまして案件に入りたいと思います。来年度新規事業ということで、平成22年度から新しい事業として発足する予定の事業につきまして、 事務局から御案内いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小川GM: それでは、平成 22 年度の男女共同参画課に関する主な新事業ということで、御説明させていただきます。資料は3の1から4ということで事前にお送りしておりましたが、本日は差替版がありますので、そちらの方を御覧になっていただきたいと思います。

それではまず1つ目の事業としまして、「地域で取り組む子育て世代応援事業」について御説明いたします。まず1枚めくっていただき、横のイメージ図の資料で説明したいと思います。

子育ての環境は今、劇的に変化しています。少子化や核家族化や夫婦共働きの増加、そして人と人とのつながりの希薄化等によりまして、子育てに大変問題が出ております。そこで県では、今年度、子育て世代の方たちに対して、その実態を把握するための調査を実施いたしました。調査につきましては、今まとめている最中でございますけれども、その調査の一つ目は、乳幼児を持つ親への調査ということで、育児に関する不安やニーズ、父親の育児関与度などを調査いたしました。そして、もう1つは、幼稚園の先生や保育園の保育士への調査ということで、親の問題行動等を調査いたしました。その結果、実態調査により見えてきた課題ということでありますが、本当に概略的に書いていますけれども、やはりまだまだ父親の育児参加が不足しております。対象が乳幼児を持つ親ということでだいたい30代が大半でしたが、この年代の方々は、相当意識改革が進んで、育児参加が進んでいるのかなと思っておりましたが、実態は、お父さんたち自身は十分育児参加しているという意識でありましたけれども、実はその時間は大変少ないことがわかりました。

2 点目には、幼稚園の先生や保育士の方々からの御意見の調査ですが、その中で、自分本位な子育てをしている方、気にかかる方が多いという結果が出ました。例えば子供に夜更かしをさせるとか、朝ご飯を食べさせないで登園させるという親が多いということを、先生方の約8割の方が気にしているということでした。

そして3点目に、母親の孤立化ということですが、特に専業で子育てをされている母親が孤立しているということがわかりました。それで、この結果から見えてきた課題を解決するためには、 先程申しました核家族化という環境の中では、やはり父親の育児参加を促進する必要がまだまだあるだろうと考えております。また、人と人とのつながりが希薄化しているという中では、やはり地域で子育てを支援することが必要だと考えております。そこで我々は、地域の子育て支援団 体にいろいろ聞き取り調査をいたしましたところ、そういう行事に参加したり相談に来る方はほとんど問題がないけれども、相談に来ない、行事にも参加しない方が本当は問題があって、ぜひそういう人たちを支援したいという話をいろいろと伺って参りました。

ここで課題解決の着眼点というところに行くのですが、相談に来ない親たちや問題があることに気付いていない親たちと、子育て支援団体がどのように接点を持つかということが大きなポイントになると考えております。

そこで、来年度の事業として考えましたのが、意欲がある子育て支援団体、こういう支援団体は地域性もあり、また、それぞれにノウハウを持っていますので、親たちと接点を持つアプローチの場、そして父親の育児を支援する支援策について、子育て支援団体に提案してもらい、提案した事業を実施してもらいたいと考えております。そこで、このアプローチの場というのが一番重要なのですが、例えばイメージするために提示してありますのが、方法例①ということでSC内に子ども広場を開設するというのがあります。SCというのはショッピングセンターです。皆さん食事の買い物とかで必ずいらっしゃると思いますので、そういう場所で若いお母さんやお父さんたちが興味を持つ情報等を提供する形で取り込んでみたいという子育て支援団体の御意見もございました。

また方法例②ということで、ホームスタートというものがあります。これはイギリスで始まった制度だそうですが、先輩のお母さんたちが育児中の家庭を訪問しまして、子供と遊んだり親の話を聞いたりしながら、親が困っていることなどの相談を受けて、それを徐々に解決していくという制度です。

その他方法については御提案していただくということなので、支援団体の独自の方法等があれば、それを提案してもらいたいと考えています。そして、父親の育児参加支援、子育て世代応援のための情報提供や、第三者のサポートというものも、男女共同参画の視点を入れて支援策を提案してもらい、併せて実施してもらいたいと思っております。効果といたしましては、父親の育児参加を促進する、そして育児不安からの解消、孤立からの解放等を期待しているものでございます。そしてその右の方に支援団体、観察・傾聴というところがありますが、こういう事業を行っていきますと、育児不安や孤立化などから虐待だとか育児放棄をしていると思われる場面に巡りあう場合もあるかと思いますが、そういう場合は、関係機関と連携、具体的には、児童相談所と連携しまして虐待の早期発見に努めるということも考えております。これが第1点目の事業になります。

では、次の頁をお開きください。資料3の2、「男の介護ビギナー応援事業」です。もう一枚めくっていただき、グラフがついている資料で御説明いたします。これは、介護に関わる男女共同参画に関する事業でございますが、説明はこの2の方から説明いたします。

介護の現状ということで、要介護認定率というものがございます。いわゆる 65 歳以上の人口に対して何%の方が認定されているかという率なんですが、これは本県が 18.6%、全国は 16.6%ということですので、本県は全国平均を上回っております。その下の介護保険の居宅サービスの利用状況については、先程と同じように 65 歳の人口の中で何%の方が介護保険の居宅サービスを利用しているのかという率ですが、本県は 11.8%、全国が 9.9%で、全国第 5 位という大変高い率になっております。このように本県では、在宅で介護を受けている方が多いという現状がございます。そしてその下の 3 ですが、男性の介護者の割合の推移を表した資料で、これは全国の男性のデータですが、これを見ますと、1968 年、約 40 年前は男性が介護に携わることはほとんどございませんでした。しかし、核家族化、少子高齢化が進み、しだいに率を上げていきまして、2004 年には 28.2%、約 3 割の男性が介護に携わるという状況になってきました。しかし、これは逆に見ますと、残りの 7 割は女性が未だ介護をしているという状況でもあります。

そしてここで、1の方に戻っていただきまして、これは昨年の12月に報告されました、青森県の男女共同参画に関する意識調査の中の一つの問いで、「男は仕事、女は家庭」という役割分担、

これに賛成するか反対するかという問いに対しての回答ですが、左の方の「それに反対する」という人が 40 代以降男女共だんだん減ってきており、その減り方に男女の差はあまりないのですが、右側の「賛成する人」を見ますと逆に「男は仕事、女は家庭」に賛成という方、これも 40 代からだんだん上がっていくのですけれども、その男性の増え方が相当高いということを示しています。介護に携わる可能性が高い年代の男性の方も、まだまだその役割分担意識が強いということがこれでわかると思います。

それで、裏の方にいきまして、そういう背景がありますので、我々としましては家族介護率の高い本県において、シニア世代に男女共同参画の意識が低いことは、家庭での介護に男性が携わることへの阻害要因になっているのではないかと考えております。このため、主として 50 代以降の男性を対象として、プレ介護支援を行うことでシニア世代が直面している家族介護の側面から、家族における男女共同参画の推進を目指していきたいと考えております。

拠点としては、地域の介護NPO法人や介護施設等を考えております。事業内容としましては、まず事業1として家庭介護の実態調査事業を行いたいと思います。先程も申しましたように、本県の介護実態、誰が携わっているのか、どういう問題があるのかが解明されておりませんので、まずは、実態調査をしたいと考えております。

そして事業 2 といたしまして、男性介護に関する講演会を行いたいと思っております。男性介護の実践者による講演会を実施し、男性介護の現状と理解を広めるということにしています。

少子高齢化・核家族化の中で、介護の傍観者や補助者という立場に過ぎなかった男性も今はも う中心になってやらなくちゃいけないんだよというところを、皆さんに普及啓発していけたらと 考えております。

次に事業3として、介護保険の講習会、これは冊子等が配布され既に周知されているとは思いますが、男性の中にはよく知らない方もおられる可能性がありますので、介護保険の知識の習得も図っていきたいと考えております。

事業4として、男性介護者向け実習講座です。介護に携わることになりますと、実技も学ばなくてはいけません。それと共に、実際に介護するという場合には、自分が食事等を含めた家事全般をすることになる可能性もありますので、料理講座、及び介護実技講座を開催したいと考えております。これにより、家族介護への男性の参加が促進されること、そして家事・介護スキルがアップすること、そして、できれば家族介護をする男性同士の仲間づくりができればと考えております。

事業展開としては、22 年度は、実態調査と、講演会・講習会等に関しては県内 1 ヶ所で行いたいと思います。図の隣に 23 年度とありますが、これはまだその次の年度のことですので、予定ということで、これだけではなく調査した結果を基にどのようにこれを広げていくかを、併せて今後考えていきたいと思います。この事業については以上です。

次に資料 3 の 3 を見ていただきたいと思います。「持続可能な仕事と生活の調和推進事業」でございます。これについても、もう一枚めくっていただきまして、フロー図を御覧ください。まず、ワーク・ライフ・バランスの必要性について、青森県の現状といたしましては、男性の育児休業はほとんどありません。夫の家事・育児時間は妻の約 9 時間に対して 1 時間、これは 1 歳未満の子のいる家庭の調査でわかったものです。また、職業訓練や自己啓発をした者は、平成 19 年度には 10.5%、全国では 46 位ということでございました。さらに全国を上回る年間総労働時間で、1859 時間働いております。そして月当り出勤日数が全国で 3 番目に多い 20.4 日となっております。しかしながら、1 人当たりの県内総生産は全国 38 位ということになっており、これらから労働生産性は大変低いという結果になっております。

さて、今後少子高齢化がさらに進み、人口減少時代が到来します。そうなりますと、女性に家事育児の負担を強いて、かつ労働生産性の低い働き方では、個人・企業・組織・社会全体が持続可能でなくなる懸念があります。ということで、ワーク・ライフ・バランスの導入が是非とも必

要になると考えております。中程の方のものになりますが、ワーク・ライフ・バランスのうち、やはりまず働き方をいろいろと是正していきたいと思います。そのためには、まずワーク・ライフ・バランスの導入のために、企業経営に影響力を有する経営者を対象に以下の事業を実施したいと考えております。平成22年度のテーマとしましては、実態の把握と目指す基準の検討です。1つ目の事業は、行政だけで実施してもいけないということで、行政・経済界・労働界による懇話会を設置いたしまして、その中でワーク・ライフ・バランスの普及の方向性や、次に御説明いたします調査事業の内容について検討したいと考えております。

それが、22年度の「あおもり型ワーク・ライフ・バランス調査事業」ということで、県内の資本金1千万円以上の企業2千社を対象に、県内企業のワーク・ライフ・バランスの取組状況であるとか、ワーク・ライフ・バランスの取組が企業に及ぼした影響、そして特に経営者の意識というものを調査したいと考えております。

そして、その次は 23 年度になりますが、あおもり型ワーク・ライフ・バランスの基準作成と普及啓発を狙っております。この中で1つ目の事業は、先程の 22 年度にもありましたが、行政・経済界・労働界における懇話会を引き続き設置しまして、あおもり型ワーク・ライフ・バランスの基準を検討し、この中でワーク・ライフ・バランスの普及手法の検討をしたいと考えております。以下 3 つの事業が下にありますけれども、これは懇話会の中で検討されるだろうという例示だけでございますが、例えばということで経営者へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発事業ということで講演会を開いてはどうかと。県内でワーク・ライフ・バランスで成功した会社等の事例を発表していただく。または、コンサルタントによりまして、ワーク・ライフ・バランスの経営戦略というものを講演していただくなど。

また、次の事業としては、持続可能なワーク・ライフ・バランス事業所登録事業ということで、せっかく基準ができましたら、成功事例をどんどん登録してあげたらということで、それを県のホームページ等に掲載してあげるということも考えられるかなと思っております。そして最後に経営者へのワーク・ライフ・バランス情報発信事業ということで、先程の成功事例のパンフレットを作りましてそれを送付していきたいと考えております。この事業につきましては今日いらっしゃいます労働局さんの方で次世代育成支援対策推進法ということで、法に定める基準に適合した企業は「「くるみんマーク」」を取得するという制度がありますので、我々もそれにつなげていくような事業になればいいのかなと考えております。それにより、最後、一番右の方ですが、ワーク・ライフ・バランスの普及促進で目指すものとしては、1つ目としては、育児・介護・自己啓発・地域活動に励める社会、そして2つ目は多様な働き方、生き方が選択できる社会。3つ目にはどこよりも暮らしやすい生活創造社会を創っていけたらと思っております。

それでは次の頁をめくってください。資料の最後、3の4でございます。「青森県いきいき男女 共同参画社会づくり表彰」という事業です。これは新規事業ではなく、平成 19 年度から行われている事業ですが、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高めることを目的としております。この表彰には功労賞と奨励賞ということで2つの賞があります。功労賞につきましては、男女共同参画社会の実現に向けて活動を重ねてきた個人で、その功績が特に優れていると認められる者を表彰するものでございます。奨励賞につきましては、2つの部門があり、その1つが女性のチャレンジ部門、この部門は起業、NPOにおける活動、地域活動及びそれらを支援する活動などにチャレンジし活躍する女性個人及び団体・グループ等を表彰するものでございます。もう一つの部門が企業の職場づくり部門です。これは女性の能力発揮、仕事と育児・介護の両立支援など、男女がともに働きやすいワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動を重ねている事業所を表彰するものでございます。

平成 21 年度、今年度の受賞者についてお知らせいたします。功労賞につきましては、残念ながら該当がごさいませんでした。奨励賞の女性のチャレンジ部門ですが、1つ目の団体が、「カマラードの家」という五戸町の団体を表彰しております。この団体は、地元農産物に付加価値を付

けた加工品製造に取り組んでいる女性起業グループであります。特に自己資金により加工施設を 建設し、経済的自立が周囲にも認められています。通常、加工グループさんの場合は、だいたい 市町村の施設を使ったり、また行政からの支援を受けて建物を建てたりして活動しておりますけ れども、この団体は全て自分たちの資金で建物を建設し、借入金も全て返済し現在に至っている ということでございます。そして、学校給食への本格参入等、今後の活躍が期待できるものです。

もう1つの団体が、「蓬田村漁協女性部」でございます。この団体は男女共同参画の理念を導入 しづらいとされています漁業の場において、漁協の理事会・総会の傍聴活動等工夫を凝らしてさ まざまな活動を積極的に行っており、先駆的な取組であるということで表彰されております。

通常、漁業協同組合の場合、漁業権の関係からだいたい一家族について一人しか組合員として 名乗ることができないということで、女性は意思決定の場になかなか入っていけない実情があり ますが、この女性団体は、逆に理事会や総会を傍聴しようと考え、その中でいろんな意見をレポ ートにして理事会や総会に提出してきたことが認められました。

また、帆立養殖の作業の中で一番大変な作業がカゴを洗う作業だそうですが、その帆立のカゴを洗う作業を改善したいということで、カゴ洗い機と洗う場をそのために設置されたという実績もございました。

次に奨励賞でございます。企業の職場づくり部門ですが、一つ目が「株式会社中三」です。この会社は休暇制度や研修制度等は正社員だけではなくパート、契約社員へも水平的に展開し、両立支援制度に加え、女性の能力発揮についても各種制度を整備する等、幅広い取組が評価されました。

もう一つが、「大和リース株式会社青森営業所」でございます。こちらは残業、いわゆる時間外 労働対策ということで、21 時自動消灯システムというものを取り入れております。21 時になり ますと自動的に事務室の電気が消えて帰らざるを得ないという状況を作るということでやられて おります。また、ホームホリデー制度ということで、4 半期ごとに事前に申請をさせ有給休暇の 取得を推進させております。さらに、ハローパパ休暇制度ということで、配偶者が出産した場合 には、連続して必ず5日間休みなさいという制度を作っております。他には、年次有給休暇の積 み立て制度ということで、過去2年間の有給休暇の残りを積み立てて、それを看護休暇とか、ボランティア休暇等に使えるような制度を組み立てております。

以上、4団体が表彰されております。表彰式は今年の1月17日に開催しましたパートナーセッション2010において実施いたしました。受賞団体及び企業の取組等を掲載しました、男女共同参画に関する啓発テキストを今年の3月に発行する予定でございます。それを学校等へ配布し普及啓発に努めたいと考えております。平成22年度もこの事業を実施予定ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

佐藤会長: どうもありがとうございました。ただ今、新規事業として3つ、それから平成19年度から実施しています表彰事業について御説明いただきました。これから委員の皆様から、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、その前に1つ確認させていただきたいと思います。今御説明いただきました3つの新事業については、もう既に県の予算もついて、22年度から実施するということになっている決定済みということなのですね。

小川GM: 先にお断りしなくてはいけなかったんですけど、これらの事業につきましては、今、これから県議会の方に諮られます。そしてそこで了承されればこの事業の実施が決定ということになりますので、予定ということでお聞き願いたいと思います。

佐藤会長: ただ、県の担当課の方では、実施するということで考えてるということですよね。 それで、審議会でこれから伺う御意見というのは、実際に事業を実施するにあたってどの程度反 映されるのかといいますか、反映の可能性についても確認しておきたいと思うのですが。

小川GM: 今の段階では、予算がどれくらいつくかということですので、事業内容については、これから来年度実際やる時にさまざま取り決めしていきます。ですので皆さんから御意見をいただければ事業の内容、本質が変わらないところでは反映される可能性はあると思います。

佐藤会長: あるということですね。事前に資料は、私も含めて委員の方々に届けていただいた と思いますけれども、具体的な説明を受けたのは今日ですので、御説明をお聞きいただきまして 自由に御意見をいただければと思います。主に3つの新事業でよろしいかなと思いますが、まず は御質問・それから御意見も含めて構いませんが、何かございましたら、どうぞ。

吉村委員: 「持続可能な仕事と生活の調和推進事業」についてチャートで説明されているものがありますけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、全国を上回る年間総労働時間と月当たり出勤日数云々と、それから一人当たりの県内総生産全国 38 位ということで紹介されているんですが、この数字というのはいわゆる自営業の方、1 次産業に従事されている方、そういう方々も年間総労働時間とか出勤日数というのはカウントされているのか、それとも勤め人と言われている人たちだけの統計数字なのかその辺り 3 点についてお尋ねしたいんですが。どういう母数になっているのかを。

佐藤会長: 今の御質問にお答えいただいていいですか?

小川GM; はい。まず、総労働時間でございますが、これの産業別の抜き書きもありますので、 それでいきますと農業や自営業の人は入っていないようです。

吉村委員: ではどういう職業従事者の方の平均なんですか?

小川GM: はい、建設業・製造業からサービス業ということですので、いわゆる…

佐藤会長: 雇用労働者ですか?

齊藤(敏)委員: データは毎勤調査でしょ? 毎月勤労動向調査。そうすると事業所 30 人以上くらいだいたいこのくらいの数字です。要するに勤労者です。

佐藤会長: サラリーマンですね? 雇用労働者ですね?

齊藤(敏)委員: それが入っていない数字がうちの方はですね、ちょうど春闘でやってまして、ほぼこの同じ2千時間からずーっと下がってきてですね、今日は連合さんもいらっしゃいますけど、労働時間短縮とかって目安にしている2千時間から下がってきて、これは景気動向も影響になったのか、要するに勤労者の労働時間は下がっているんですよ。工場の稼働時間が減ったりですね、それは副次的な効果がありますが、下がってきていますから、それだと思うのですが。

吉村委員: 月当たりの出勤日数とも同じですね。それでもう1つのその県内総生産というのは、これはひょっとしたら全産業含めての数値じゃありませんか?

小川GM: はい、そこは内閣府の県民経済計算から取って参りましたので、今手元の資料では

そこはちょっとわかりません、後程お知らせいたします。

吉村委員: ちょっとしつこくお尋ねしたのはですね、全体多分これはいわゆる給与所得者、勤め人という人たちを前提にした諸施策だと思うんですよ。その時に、例えば本県のように、必ずしも勤め人だけではない部分に相当の、言ってみれば、その重要性がある県でどれくらいの有効性があるのかなというのは、今回3つの施策をまとめて伺ってお尋ねしたかったことなんです。もっと言いますとね、私なんか個人的には全くこういう場で多分発言する資格のないくらい、個人的にはですよ、看板背負った時は別として、この1800時間という労働時間なんかも、えーっと思うくらい、多分勤め人の多くは、こんな実態ではない勤務実態があるんではなかろうかと。統計的にはこういうことかもしれませんけれども。

そういう中で特に今回、子供を育てるという部分、それからちょうど中学・高校位で幼児から生徒・学生に代わっていく位のお子さんを抱えている世代、それからそれが終わって子供たちが社会人になって、今度は親の面倒を見なければいけないという3つの側面があって、これから私なんか特に親の面倒を見なければいけない世代に属するわけですけれども、この3つの世代向けの施策が包括的に論じられることで、なんとなく焦点がぼけてきはしないかという部分。両方の側面から今説明を伺って、給与所得者とそれ以外の自営業の方々とではやっぱり施策は違うべきではないかということだったり、それぞれの世代に応じて必要な施策というのは違っているんではないかと。それがまとめて説明されたんで、包括的・総合的ではあるんですけども、逆に焦点、力点がぼけてしまうきらいはないだろうかということも併せて感じたということも申し上げたいと思います。

佐藤会長: 他に御意見はございませんでしょうか。

齊藤(敏)委員: 今、吉村委員が仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの関係で御質問 なさいましたが、それに関連いたしまして、私もこの事業について少しお願いがございます。労 働サイドから、長時間労働を短縮するためのワーク・ライフ・バランスというのは、国でもやっ ています。労働者側も春季労使交渉の大きな目標として掲げているわけなんですが、どうしても 先行しているのが労働側でございます。国においても行動とか目標も定めています。それから経 団連でも勤労者のそういうモチベーションを高めるということで先行してやっています。もう1 つ申し上げますと、青森労働局さんでもこのような県版のワーク・ライフ・バランスの宣言をして いるんですけど、要するに労働時間、要するに職場でのワーク・ライフ・バランスの部分が先行し ていますので、その辺の調整はなかなか難しいと思います。男女共同参画からのワーク・ライフ・ バランスですね、続けなくてはいけないと思うんですが、その場合、経済界とか労働界を一緒に した委員会、懇話会を作って、そこでなんらかの方向性を示すとなると、混乱する部分、例えば、 職場の中でも生産性を上げろとか、モチベーションを上げろとか、メンタルケアする部分でカバ ーしろだとか、そういう面でのワーク・ライフ・バランスをやってくれ、これは男女共同参画で やってくれという労働者側はそうかもしれませんが、経営者側はやはり同じワーク・ライフ・バラ ンスの中に一緒に入って、その分野もこの分野も要するに男女共同参画の分野もっていう方がい ろんな形、例えば就業規則を改正するとかが出てきて、その辺の調整となると難しいと思います が、労働局さんとかと調整を図って進めていただきたいと思います。

佐藤会長: どうぞ、北村委員。

北村委員: 関連しますので、お願いになるのかな? まずこの新規事業を企画されるにあたって、全国どこかの自治体をモデルにされたと思いますが、どこの県なのか。吉村委員がおっしゃ

ったように、本県はやはり農業であるとか漁業であるとか、なくてはならない基盤的な産業があ るわけなんですが、モデルにされた自治体がどこなのかなと。それから、これから実態調査を、 まあ予算がつけば、多分国からお金も来るような事業になるのかどうかわかりませんが、実態調 査をする時に、多分外部に委託をされると思うんですけど、いつも県が、というとちょっと語弊 がありますが、調査をされた後にこういう結果でございましたという御報告をお聞きした時に、 どうしてこういう設問をしなかったのか、この設問が落ちていたのではないかっていうことが結 構ありますね。前回の審議会でも、私、次回調査する時はこういう項目を盛り込んでくださいと 申し上げたことがございました。ですから調査項目については、審議会を開くというとまたお金 がかかることかもしれませんが、佐藤会長であるとか会長代理さんであるとかそういう方々と、 やはり整理をされていただきたいなと思います。せっかくお金をかけて調査するんですから、そ こだけじゃなく、本県の特徴あることもちょっと盛り込んでおこうかとか、そういうことは必要 じゃなかろうかと、いろんな審議会に出て思ったものですから、お願いをしておきたいと思いま す。データ不足っていうのは本当に青森県の場合否めないので、今回の実態調査は期待するとこ ろが大です。今回、新規事業の資料が差替になっていますが、変わったところは、男女共同参画 の意識の現状のグラフのデータですね。それから、男性介護者の割合の推移は、全国レベルのも のしかないということです。例えば大々的な調査をしないにしても、農業分野であれば農協さん ですとか、いろんな大きな団体があるわけですから、そこの役員さんたち、役員会とかを通して 何かできるのではないかとか知恵を絞れば何かいろいろと細かいデータが取れそうですので、県 の職員の方がわざわざ現場に出向かなくても、大きな実態調査の他に何かできることがあるんじ ゃないかと感じました。以上です。

佐藤会長: どうもありがとうございました。では、事務局の方から何か。

小川GM: 今の北村委員の御質問にお答えします。参考にした県はというお話ですが、ワーク・ライフ・バランスが一番進んでいる県は全国的に見て福岡県だと言われております。福岡県の知事がこれに大変力を入れておりまして、県がとにかくそのワーク・ライフ・バランスをやりたいと手を挙げた企業を全部登録して公表しますと。それが今2千社以上集まってそういう登録がされています。そして経営者に対して先程もありましたが、普及啓発の冊子を年何回か送っているというようなお話を聞いて、大変進んでうまくやっているということですので、その点いいところは参考にしたいと考えております。

それとあと 2 点目の調査項目についてですが、確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。 それで今回、行政だけで判断してやるのではなく、先程、御意見もありましたが、経済界とか労 働界とか他の人たちが入った中で調査項目を作ってそれで調査してみたいと思っております。

3 点目のデータ不足なんですが、確かにデータ不足で困っているというか、それを調べたいと思っておりますが、それを調べるだけになってしまいますと、また本論の方のワーク・ライフ・バランスが進まないということもありますので、あるものを活用しながらやっていきたいと思いますし、やる調査は有効に使っていきたいと考えております。

佐藤会長: ただ今、御意見とそれに対して事務局から回答をいただきましたが、御回答の中の2点目の調査事業に関しては、北村委員はワーク・ライフ・バランスに関する事業なんでしょうか。私は、「男の介護ビギナー応援事業」の、あ、両方ともですね、「男の介護ビギナー応援事業」では、差替の資料によりますと、介護問題に取り組む民間団体等に委託してっていう風になっていますが、私もやはり委託する場合には、目的とそれからこの結果からは何に活用したいかっていうことを明確にしてそのことを、こんな言い方は失礼かもしれませんけど、介護に取り組んでいる方が必ずしも男女共同参画の視点が明確とは言い難い面もあると思いますので、その点を確

認した上で調査項目等も精査していただきたいと思います。ちょっと付け加えです。

それからデータ不足に関しては、用いるデータが限られているというのと、調査に費用がかかる、あるいは人手がかかるということで、なかなかその時々のデータというのは収拾しにくいかもしれませんが、収拾だけではなく、提示する際に先程の吉村委員の御質問にもありましたように、もう少し提示するデータを、例えば全国、それから青森県内で産業別というように、少し加工して提示の方法も考えていただくと、より実態が私どもにも把握できるのではないかと考えております。その他に…どうぞ。

村岡委員: 「あおもり型ワーク・ライフ・バランス調査事業」ですが、資本金1千万以上の県内企業となっておりますけれども、これはあの例えば医療機関だとか介護保険の事業所はこの対象になりますか?

小川GM: これで想定したのは医療等は入っておりませんが、今度これは 2 千社の中でいくらでも調整していけると思いますので、ご要望をいただければそれは…。

村岡委員: そうですね、ぜひ入れていただきたいと思います。今、医療界では、医師の勤務医の勤務条件とかというところで、ワーク・ライフ・バランス、大変今いろいろ話題になっております。それと医療機関も介護事業所も非常に女性の多い職場です。看護婦さんも離職率が非常に高かったり、介護保険関連の事業所も大変女性の比率の高い職場なので、ぜひ入れていただければと思います。

小川GM: 今、お話があった件ですが、実はワーク・ライフ・バランスを進める中で、看護協会から聞いたのですが、看護協会は全国の看護協会と県の看護協会も合わせて今後はワーク・ライフ・バランスをぜひ進めていきたい、一緒に協力していきたいというお話をいただいておりますので、そういう話も合わせてつなげていきたいと考えております。

佐藤会長: 他にございませんでしょうか。どうぞ

斉藤(久)委員: すみません。先程、北村先生がおっしゃいましたように、この調査事業ですね、私、農村部に住んでおる者ですが、先程の御説明の中で1次産業の分野がどうも置き去りにされているような感じを受けましたので、ぜひとも1次産業も調査事業の中に入れて欲しいと思います。そしてその調査をするに当たって、先程農協なども利用すればよいとおっしゃっていました。農協の女性部の活動はすごい活発に行われておりますし、女性部などにお願いすれば簡単にできる手段もありますので、そこのところも付け加えたいなと思っております。そしてまた県下には $ViC\cdot$ ウーマンが4百数十名おりますので、この $ViC\cdot$ ウーマンもどうぞこの調査事業に利用していただけたら大変ありがたいと思っておりますので、ぜひとも農村部の方も忘れないでよろしくお願いいたします。すみません、農村部ばかりでございません。漁業の方もでした。失礼いたしました。付け加えてお願いといたします。

佐藤会長: ViC・ウーマンの代表としての御意見でしたね。その他の委員の方も、どうぞ。

松本委員: 松本です。新しくやるという、「地域で取り組む子育て世代応援事業」は、具体的には何かお父さんと作る記念日料理ですとか、父親サークルの結成活動ですとか書かれてありまして、また「男の介護ビギナー応援事業」につきましても、いろいろとおそらく講演会講習会等があるというふうにはなっているんですけども、実際どのように告知するのか。参加するにあたっ

ての情報にアクセスできるかどうかということ、せっかく事業は良い物が用意できても、アクセスできなければ全く宝の持ち腐れで予算がもったいないということになってしまいますので、どのようにこれから告知して啓発していくのかということを効果的に考えていただきたいと思います。私もこれはどうやってアクセスすればいいのか、黙っててもまさか県の方から何か送られてくるとかそういうことではないと思いますし、県民の皆さんにうまく周知徹底させるにはどうしたらいいかということも併せて考えていただきたいと感じました。以上です。

佐藤会長: はい、どうぞ。

小川GM: 県の事業としてやる以上は、県民の方に告知することは大変重要なことだと思っております。例えばこの「地域で取り組む子育て世代応援事業」につきましては子育て支援団体に委託しまして、いろんな成果が報告書等で上がって参りますので、それについては最低でも県のホームページ等で公表したいとは考えております。それ以上の広報については、また今後検討していきたいと思っております。

佐藤会長: 私もその点については申し上げたいと思っていたところでしたので、子育て支援もそうなのですが、特に「男の介護ビギナー応援事業」のシニア世代の男性たちをこのような場に呼び込むのは、とても大変だと思うのですね。ですから、呼びかける時にさまざまな、こちらにいらっしゃいますNHKテレビですとか新聞とかあらゆる情報手段と、それから参加しやすいルートを作っていくことが重要かなと思っています。せっかくやる事業ですのできるだけ多くの方々の参加を促すような手段をぜひ講じていただきたいと思います。

はい、どうぞ

木村委員: 木村と申します。今の子育て事業のアプローチの場についてですが、方法例①の部分で、ショッピングセンター内の広場、ここは必ず行くところなので、とても有効だと思います。以前、政策について皆さんにどのような場所であったら一番目に付くか、という講義があったので、その中でちょっと参考にさせていただく部分なのですが、一番利用するのは 20 代から 30 代前半の方は必ずコンビニエンス・ストアに行くと思います。コンビニエンス・ストアのレジであったり、窓口であったり、あとはATMには不特定多数の、年齢に関わらず、必ず行くところですので、そういうところの有効活用であったりとか。

また、県でも市でもホームページは持っていますが、青森県内のホームページのインターネット環境の普及率というのは 50%を切っている状態ですが、携帯電話というのは 100%の普及率を誇っているので、携帯電話の携帯サイトをそういう部分で活用されてみてはいかがかなと。せっかくの事業ですし、また、どうしても男性というのは女性とはまた違う参加しにくい部分が多々あるのと思うので、日常的にすぐアクセスできてすぐ参加の申し込みができるというのは非常に有効ではないのかなと思います。以上です。

小川GM: アプローチの方法をいろいろと提案していただくということですが、ただ今、御意見があったように、今の若い方は携帯電話でのやりとりが相当進んでいるということが確かにあります。ある子育ての支援団体もそういう形で広報をしたいと話していました。そして、そういう相談に来ない親たちを集めてみたいというお話もありましたので、今の御意見を参考にしてそういう提案があった場合は採用するなど検討したいと思います。

佐藤会長: すみません、まだ御意見があるかもしれませんが、いったんここで新規事業についての御意見・御質問については中断させていただきまして、これに関連いたしますので、今日委

員として参加していただいています本間委員、青森労働局の雇用均等室長でいらっしゃいますが、 前回の審議会でも御説明いただいたところですけれども、育児・介護休業法が改正されまして詳 細が決定したということですので、その御説明をいただきたいと思います。その後、また残りの 時間でその御説明も含めて御意見を伺いたいと思います。ではお願いいたします。

本間委員: 御配慮ありがとうございます。貴重なお時間をいただきましたので、要領よく説明させていただきたいと思います。お手元の資料に「育児・介護休業法が改正されます」というブルーの2色刷りの一枚ものがございます。こちらは、今回の事業に大変関係の深い内容になっております。実際に改正法が施行されますのは、本年の6月30日でございまして、これから私どもは周知のための説明会を開きまして、まずは、就業規則の改定というところから取り組んでいただきたいと思っております。その前には、まず法の内容をわかっていただかなくてはなりません。今回の改正のポイントは次のとおりでございますが、メインはやはりお父さんの育児休業取得促進でございます。

1 番目は①と②がございまして、ポイントはお母さんが出産後の産後休業期間の大変な時期にお父さんが育児休業を取られた場合、このお父さんにつきましては、再度の育児休業を取る機会ができるというものでございます。基本的に育児休業はなかなか大変な、ある程度労務管理上のこともありますので、一人1回なんですが、その例外を明確に認めております。それから2つ目の②でございますが、従来、お母さんが育児に専念できる場合は、お父さんの育児休業は労使協定によりその必要は無いということで申し出を拒否してもいいという規定があったわけですが、これを全部廃止いたしました。育児休業制度につきまして、誰かが面倒を見ることができるから他方の申出はなくてもいいだろうということは一切廃止でございます。そういった意味で、さらに両親共に育児休業を取るということを奨励した内容になっており、2 ヶ月間ですが、両親が共に協力し合いながら育児休業を続ける場合、1 歳 2 ヶ月の間まで育児休業を取ることができます。これが男性の育児休業の取得促進の大きな流れでございます。

それから、2つ目のポイントですが、この資料では、3番目、6番目、7番目でございます。今申し上げましたのは、1番目ですとか3番目のあたりですが、6番目・7番目について、これは育児をしながら働きやすい環境をもっと推進しようということで、従来選択性の導入であった所定外労働の免除と、育児短時間勤務制度を一律に導入していただくことが義務化されたわけでございます。ただ100人以下の企業におかれては、約2年間くらいこの適用は猶予になりますが、基本的には一律これを義務化して、要は残業を制限する、それから労働時間を縮減するということを子育て目的に進めていくという内容でございます。これらのことを皆様によく理解していただく、そして実際に定着させていくためにはいろいろと準備も必要ですので、私どもは、まず初年度は、この水色のチラシにあります通り、3箇所で主催説明会を開催いたします。併せて、労働基準法の改正の説明もいたしまして、これを機に就業規則の見直しから取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

以上が育児休業関係ですが、次に「労働者の皆様」というチラシがございますが、これは後程申し上げます。これに関連して、「子育てサポートのための一般事業主行動計画を策定しましょう」というピンク色の冊子ですが、これは今回の行動計画の中にも盛り込まれていますが、こういった育児休業制度自体を円滑に運用するためにも、もっと全体的な職場の雰囲気作り、会社作りから進めて下さいということで、具体的に仕事と子育てを両立しやすい環境を作るための行動計画を作っていただく、そしてそれを実現させていただくということを事業主の皆様にお願いしております。

現在 301 人以上の企業におかれては、全てこの策定届出が義務になっておりますが、これを平成 23 年 4 月からは 101 人以上規模に拡大して実施していただき、本格的に普及していこうという動きでございます。そうした中で、一定の取組で成果を出していただいた企業につきましては、

認定をさせていただき、この「「くるみんマーク」」を進呈しております。認定要求の中には、お作りになった行動計画の一定の内容の達成のほかに、女性の育児休業取得率が70%以上、そして男性の育児休業者が1人以上いるということが要件になっております。男性の育児休業の期間につきましては、特に問うものではございません。こうした結果、県内でも5件、なんとか認定に御努力いただきまして、要は男性の育児休業者がいらっしゃるところでございます。この間に実際まだ育児休業を取ってる男性がいらっしゃる企業があるんですけれども、まだ認定には至っていないというところもございます。今後とも、このような取組は広域にわたる取組ですから、私ども労働局だけではなく、多くの皆様と連携しながらこの動きを進めていきたいと思っております。

最後に、今度は、どちらかというと均等法関係でございまして、こういった育児休業ということの前提になる場合、特に女性の場合につきましては、育児休業を取る方というのは、育児休業取得率だけを見れば全国的に9割となっておりますが、実はそれまで勤続なさってる方をベースにしているわけでございまして、実は妊娠を機にですね、お辞めになる方が非常に多いのです。ここのところを何とかしなければならないということで、もうここ1、2年は均等法9条に規定がございます、妊娠等不利益取扱いの禁止ということの徹底を図っており、非常に重点的に取り組んでいるところです。

更に裏側になりますが、未だ残念ながら女性の就労の勤続の障害になりますセクハラの相談がまだまだ続いております。いったんセクハラを受けますと職場に居づらくなるという非常に気の毒なケースがありますので、こんなことがないようにということで、こういったチラシを、女性の多い場に直接的に行き渡るよう、私どもも配布には留意して参りますが、ぜひ皆様にも必要とする女性の手に渡るように、広報につきましては、お知恵を拝借したいと思っているところでございます。早口になりましたが、私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

佐藤会長: どうもすみません。短時間で駆け足で御説明いただきましてどうもありがとうございました。ただ今、労働局の雇用均等室長のお立場で、法律の改正について御説明いただきましたが、やっぱり私などは現状を見ますと、法律制度があっても、なかなか現状とマッチしないように思いまして、無意味だとはもちろん思わないのですが、少し軽視されがちではないかと思うのです。やはり法律の制度は活用して初めて生きてくるものですので、よりよいものに充実させていく必要があると思います。この場で御説明いただきましたことを、それぞれ委員の皆様は、御自分の足場のところにお持ち帰り広めていただければありがたいと思っております。

このことも含めまして、先程新規事業については、少し中断いたしました。それも含めてそれから更にもう少し広げまして、今回の会議は一応年2回予定しておりますが、新しい委員を迎えた初めての会議でございますので、男女共同参画に関わるさまざまな御意見をいただきたいと思います。特に新しく参加されまして、まだ御意見・御質問等をいただいていない委員の方々には、ぜひこの機会にお考え等お聞かせいただければと思います。もちろん、先程の事業等についての御意見でも結構です。いかがでしょうか。どうぞ東出委員。

東出委員: 申し訳ございません。今回育児・介護休業法が改正されるということで、一応連合青森の方でも春闘の部分で、これも重点ポイントとしてやっておりますので、労働局さんにおかれましては、一応会社側、経営者側の方にもきちんと浸透するようにしていただきたいと思っております。あと、今、今回のこの新規事業とかの話とは関係ないのですが、個人的なお話でちょっと意見させていただきますと、今回の新規事業におきましては、子育て支援ということで、小さいお子さん、本当に生まれたばかりの子供さんを持つお母さんに対する支援みたいな感じに見えたんですけれども、ちょっと最近思うことで、小学校1年の子供を持っているんですが、放課後に子供たちを預かる制度があるんですけど、それは6時までしかやっていないようですよね。

そうすると私なんか帰ると 6 時半は必ず過ぎるものですから、まあ私の場合は、姑と同居なのでそれには関わっていませんが、6 時までだと短すぎるという声が友人から聞こえてくるものですから、延長できないのかなぁと常日頃思っておりましたので、意見させていただきたいと思いました。以上でございます。

佐藤会長: 特に乳幼児を持つ母親を対象にした新規事業ということでしたが、子育てがそこで終わるわけではありませんので、学齢期の子供たちへの特に学童保育という放課後の児童支援ですよね、子育て支援に関してもう少し伸ばして欲しいという御意見でしょうか。それについて事務局は今お答えになれますか?

小川GM: 残念ながら、それに関しては私どもではお答えできないんですけれども、御意見として伺って担当部署にその旨お伝えしたいと思いますので、御要望としてお聞きいたします。

佐藤会長: その他にございませんでしょうか? はい、どうぞ、北村委員。

北村委員: まあ少し関連しますけれども、県のこの苦情等部会ですか? このことなんですが、ホームページで広くPRをいたしますというような形のようでございますね、リーフレットを拝見すると。私も労働委員会で個別労使紛争というのに関わっておりますが、青森県も最近「個別労使相談の日」というのを設けていて、このホームページを若い女性が御覧になって相談に見えたんですね。若い方々はちゃんとインターネットを駆使して、普及率はまだ低いというお話がありましたが、御覧になりますので、ぜひ画一的な映像ではなくですね、具体的にどういう相談でもいいとかどういう苦情でもいいから、お寄せ下さいというような間口を広げるような、そういう働きかけはできないかな。例えば今のようなお話もですね、男女共同参画に関するそういう苦情ではないかもしれないけれども、青森県が暮らしやすくなるため、という広義に理解すればですね、そういう声もそういうところに上がってくるような、そういうハートのあるホームページを開設していただきたいなと願います。お願いですから。

佐藤会長: 今の御意見は、青森県のホームページですね、特に苦情処理。苦情処理とは限らなくて男女共同参画に関するホームページを充実、拡大していただいて、間口を広くしていろんな御意見、相談を受けるようにということですね。

小川GM: そういう御意見も、また、見にくいという御意見もたまにありますので、興味をひくような形で工夫できればと検討していきたいと思います。

佐藤会長: 特に苦情という形で意見が無いのはいい、問題が無いという風にも解釈もできますが、あまり知られていない、あるいはどのような形で持ちかけていいのかわからないということもあるかもしれませんので、やっぱり広く知っていただくためにも、ホームページというのはこれからどんどん活用される手段だと思いますので、今の御意見を取り入れていただければと思います。益城委員、どうぞ。

益城委員: 初めて参加させていただいて、まず、育児・介護休業法についてですが、果たして私がこれから述べることが、男女共同参画にふさわしいのかどうかというところに悩みを感じながら、両親共に育児休業を取るとか、1 日 6 時間の短時間の勤務制度を設けることというのは確かに子育てをする上ではいいことだとは思うんですが、事業主の側から言った時に、例えば常勤の職員が 1 日 6 時間働く、そうすると残りの 2 時間のために人を手配する。現状でも非常に介護

職は不足していますので、これが手当てできるのだろうか。それから両親共にということで、うちは職場結婚も多いんですが、2人に一緒に休業を取られたら、その後の手当てができるのだろうかと非常に大きな不安を持ってしまいました。こういうことを進めていく上で、やはりそういう手当ての部分も事業主の側が一つ工夫できるようなヒントなり提案なりも併せてしていただくと積極的になれるのかなぁというようなことを感じました。それからもう1つは、子育ての応援事業ですが、私の周りにも若いママがたくさんいますが、果たして自分本位な子育てをしている人たちが、ショッピングセンターのそこのところに行くのかなぁとか、いろんなイベントをやった時に行くのかなぁということをちょっと感じたりして、先程父親は参加しているという意識があるんだけれども、現実的には育児には参加不足だという話があったように、もし地域の子育て支援団体に委託するということで、その提言を見てきっと決定されると思いますが、もっと身近な待つ支援から届ける支援ということですので、個別でもないんですが、もっとより身近に降りて行って、こういうところに参加できるような具体的なアプローチを持った、そういった団体へ委託できればいいのかなと感じました。以上です。

佐藤会長: 貴重な御意見ありがとうございます。最初の育児・介護休業法については、事業者の側から見ると代替要員の確保等について非常に今大変だという御意見で、このことについてはおそらくそちらの事業所だけではないと思いますが、先程ワーク・ライフ・バランスについて労働者、それから行政、経営者側の懇話会を設置するということですので、そのあたりでもおそらく議論になることではないかと察しております。このことについて本間委員から何かいい方法、解決策とまではいかないかもしれませんが、ありませんでしょうか?

本間委員: そのような御意見は出るかと思いまして、それで時間をかけていろいろと私どもも準備しなければいけないと思っているんですが、当面言えることで全て解決できるとは思っていませんけれども、代替要員を雇われた際の助成金制度ということでの御援助ならば、今、制度があります。国の財政管理でございますので、それもどうなるかちょっと今後予定を見なければなりませんけど、今現在はそういった形の助成制度はあるということで、規模の小さいところですと、もう少しちょっと手厚い制度があるんですけれども。そのようなことが考えられるかと思っております。またいろいろと認定企業などをこうやって発表させていただいておりますのも、どうやってそういう風にうまくできるようになったのかという好事例につきましては、皆様の御要望に応えられるような形で発信して参りたいとは思っております。

佐藤会長: 今、若干の例示がありましたけれども、いずれにしましても、それを進めようという合意の下に同じ場に立ってそれぞれの立場から問題を出し合う、そこでどうしていくかということで一歩進んでいくのではないかと思いますので、ぜひそれぞれのお立場で頑張っていただきたいと思います。

それから**2**点目の子育て応援事業についてですが、御意見の中で私も関連しますので申し上げますと、自分本位な子育てをしているということに関しては、事務局の報告では第三者から見ると自分本位な子育てという表現になっていましたけど、実際には保育園の保育士さんですとか幼稚園の先生等、要するに小さな子供を教育している立場の方から見て、親が朝ご飯を食べさせていないだとか、夜更かしさせてるっていうことを言っている事なんでしょうか。それを自分本位と捉えているってことでしょうか。

小川GM: 確かに自分本位っていうのは大変主観的な部分があります。定義というのは難しい と思いますが、我々としてはその第三者的な支援者といいますか、保育所の先生だとかそういう 方から見て客観的に問題がありそうな、気がかりな行動、そういう扱いをしている場合というこ とで考えております。

佐藤会長: それでしたら例えば、もう実際に子供を通して、お母さんとも保護者とも、保育士の方は日々接している訳ですので、例えば夜更かしですとか、朝ご飯を食べないことが好ましくないということであれば、その時点でアドバイスができるのではないかなと、私はこの話を聞いて思いました。だから気がかりなとか自分本位っていうのを、どのあたりのところから言うのかなと。子育て支援団体に委託するということですけれども、特に専業で、今言ったアドバイスをもらえるような、注意してもらえるような人がいないお母さんが自分がこれがいいという風に思い込んでやっている、そういうものを自分本位って言うのかなとも思うんですが、そのあたりの捉え方についても、十分に議論といいますか、検討した上で取り組んでいただきたいと思いました。今の御意見に重なるかどうかわからないのですが、そのようなことも身近なアプローチということにつながるのではないかと思います。

他に、日景委員いかがでしょうか。

日景委員: すみません、初めてなので、ちょっと場違いなことを申し上げてしまうかもしれません。今、新規事業3つについて、どれも大事だなぁと思いながら伺っていました。ただ、初めてですので、県が今まで、あるいは現在どういう事業をやっているのかっていう全体像がよく見えなかったものですから、それがあって、これが出てくると、なるほど、こういうところが足りないのかとか、今までこういうことをやってきたけど、どうもこういうようなところをもっと強化したいんだっていうのであればわかるんですが、この3つだけポンと来られると、ちょっとよく見えなかったものですから、もしできれば次回以降、そういうところに配慮していただけると大変ありがたいと思います。

それから一つ、23 年度以降でも構わないのですが、せっかく子育て世代応援事業をやるということですし、たまたまこの間、秋田県の方から、事業名は忘れてしまったんですが、「くるみん」というのは結構ハードルが高いので、もう少しハードルがゆるやかなものでなんとかというものを作っているというお話を伺いました。だから、例えばそういうようなものも県独自であっていいのかなと思いましたので、今後御検討いただければと思います。以上です。

佐藤委員: どうもありがとうございました。本当に新しく参加していただきました委員につきましては、これまでの経緯を知らないままこの事業が出されたということで、御理解しにくかったかと思います。その点の配慮が欠けておりまして、申し訳ございませんでした。ただ、今回の資料には、新あおもり男女共同参画プランと、それから新しい委員の方々には、施策の白書の方もお届けはしてありますでしょうか。

小川GM: はい、お送りしています。

佐藤会長: ただ、お届けしただけでは、これまで委員を務めていても十分まだ把握していない ところもありますので、なかなか難しいかと思いますが、今後はそのような配慮をさせていただ きたいと思います。はい、どうぞ。

小川GM: 次の審議会の時にはもう始まっていると思いますけど、その年度の事業を全部皆さんに御報告いたしますので、その上で、その次の年度の御意見はいただけるのかなと思っております。あと今、日景委員のお話で基準の話でしたが、まさに我々も基準が高い今の「くるみん」の取得に向けてそのステップとなるような基準を作って、最後にはゴールとして「くるみん」を取っていただくというような、労働局さんと協力した形で事業を進めていきたいと考えているところです。

佐藤会長: あおもり型ワーク・ライフ・バランス基準とかっていう文言がありましたね、そのような意味ですか?

小川GM: そうです。「くるみん」よりももっとハードルの低いものを想定しています。

佐藤会長: では、いろいろ御意見いただきましたが、ちょうど終了の予定の5分前になりました。まだ何か一言ございましたら、お一人くらい御意見をどうぞ。

吉村委員: 2年半、足掛け3年で3期に渡って委員を務めさせていただいています。日景先生がおっしゃるように、全体像が見えないとなかなかっていうのはその通りだと思うんですが、私の経験で言いますとね、これだけ財政事情が厳しい中で、よく新規事業を3つも、まあこれから議会の審議ということでしょうけど、通されたなと強く思っています。やっぱりこういうのって理想論を私も申し上げましたけれども、欲を出せばキリがなくて最初から完全な形というのはないわけで、本当に厳しい財政事情の中で、3案件も今日御説明いただけたことは、本当に高田課長さん以下の男女共同参画課の皆さんの御尽力ですね。私、予算がどれだけ大変かというのを自分でも実感しているものですから、敢えてすみません、余計なことですけれども、申し上げたいと思いまして。

佐藤会長: 最後にとてもいい励みになる御意見をいただきまして、ありがとうございます。ではちょうど時間となりましたので、事務局の方から連絡事項等をお伝えいただいて終了したいと思います。

小川GM: それでは連絡事項を申し上げます。次回の審議会の日程についてですが、22年度に入りまして8月の下旬を今のところ予定しております。

あと、今日お配りしている委員名簿につきましては、県のホームページの方に掲載いたします ので、公表することになるということを予め御了承願いたいと思います。以上です。

佐藤会長: ありがとうございました。それでは、以上で本日予定しておりました案件を全て終了いたしました。十分な時間はなかったかもしれませんが、全委員からの御意見をいただいて、 顔合わせとしては有意義だったのではないかと思います。今後も力を合わせて青森県の男女共同 参画の推進に務めて参りたいと思います。本日は皆様御協力ありがとうございました。

阿部次長: 閉会にあたりまして、一言御挨拶をしたいと思います。本日は貴重な御意見を賜り、 ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

いろいろな新規事業の観点で、いろんな意見が出されました。現状分析でこうだからこうするというところでは、若干甘い部分もあろうかと思います。それは予算要求の関係で効果的にやるには、こういったことも必要ですよという観点で、デフォルメではないんですが、うそではないんですが、ある程度そういうことでは誇張して主張性を浮き立たせるということもあります。ですからこうですよ、という分析は本当のところはあるんですが、いろんなものが若干混じっております。

我々はそれよりも、男女共同参画のいろんな新規の事業につきましては、どこもやったことがないようなことを、いろんな手法を持ってやっています。したがって、誰が見てもこれで大丈夫だっていうのは、なかなか難しいと思うんです。何かからやろうと、そういう意識を、事務局の方々も我々も一生懸命にやっております。何かでもいいから、取っ掛かりを作って、そこから男

女共同参画のいろんなことを、県民の方に普及啓発、あるいは意識浸透、理解をしていただこうと、こういう強い意志で事業に取り組んでおります。そういうことで、3点の新規事業が今、日の目を見そうだということで、厳しい財政事情の中でも、副知事も先程おっしゃいましたが、県としても男女共同参画のいろんな事業については、かなり本腰を入れて取り組んでいるという姿勢の現れであるということを御理解いただきまして、これからも皆さんの貴重な御意見と、いろんな調整をしながら取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

佐藤委員: すみません、終了してから申し訳ないのですが、この 21 年 12 月ということで今年 の 1 月に発行されました、「青森県男女共同参画に関する意識調査」は、委員の皆様のお手元に 届いていますでしょうか? それからもう一つ、先程、新規事業の中でありました、子育て支援 に関する、今、まとめているとおっしゃっていた調査の結果がまとまって冊子ができましたら、 委員の方々にお送りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小川GM: 3月には送れると思います。

佐藤会長: どうも長い間お疲れ様でした。

司会: 以上をもちまして、第 18 回青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。佐藤会長をはじめ委員の皆様、お疲れ様でした。